

電力需給契約書（案）

一般財団法人道民活動振興センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、北海道立道民活動センタービルで使用する電力の需給について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、「北海道立道民活動センタービル電力需給契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき甲の北海道立道民活動センタービルで使用する電力を需要に応じて安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（供給内容）

第2条 電力の供給内容は次のとおりとする。

- (1) 需要場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センタービル
- (2) 契約電力 860kw
- (3) その他の仕様 別紙仕様書のとおり

（契約単価）

第3条 契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた単価とする。

- (1) 基本料金 契約電力1kw当たり金 円 銭
- (2) 電力量料金 電力量1kwh当たり金 円 銭

（契約期間）

第4条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（契約単価の変更）

第6条 甲又は乙は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別な事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めるとき又は乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により年間予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第8条 契約電力の変更について必要があると認められるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

- 2 甲が前項の規定によらないで、契約電力を超えて電気を使用した場合は、当該契約電力が乙の責めに帰すべき理由により超過した場合を除き、乙に対し、超過金を支払うものとする。
- 3 前項の超過金は、契約電力を超えた電力分につき基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割り引き、又は割り増ししたものの1.5倍に相当する金額とする。

（使用電力量の計量）

第9条 乙は、毎月末日24時の計量器に記録された値を読み取り、計量した最大需給電力及び使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を甲に通知し、確認を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第 10 条 1 月の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び第 8 条に規定する超過金の合計代金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「電気料金」という。）の合計とする。

2 前項の基本料金は、第 3 条に定める基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。ただし、1 月の力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割り引いた額とし、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割り増した額とする。

3 第 1 項の電力量料金は、第 3 条の規定に定める電力量料金単価に第 9 条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。

4 第 1 項の燃料費調整額は、別表に定める平均燃料価格算定期間において算定された燃料費調整単価を、平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用し、その算定は北海道を管轄する電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号で規定された一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。

5 第 1 項の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、北海道を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

（代金の請求及び支払）

第 11 条 乙は、毎月 10 日までに、第 10 条の規定により算出した前月分の電気料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に当該電気料金代金を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の電気料金を支払わないときは、支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未払額につき年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（調査等）

第 12 条 甲は、電気の供給状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該供給につき適正な履行を求めることができる。

2 乙は、電気の供給に関し事故が生じた場合は、直ちに、甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

（権利又は義務の譲渡等）

第 13 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (4) 第 4 項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この

号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、当該解除からの日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た総価額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

3 甲は、第1項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙通知しなければならない。

4 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第15条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金(以下「課徴金」という。)の納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む)。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合(独占

禁止法第 49 条第 7 項、第 50 条第 5 項若しくは第 52 条第 5 項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分の一部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消の訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

(1) その責めに帰すべき理由により電力の供給に関し甲に損害を与えたとき。

(2) 第 14 条第 2 項に定める違約金を徴収してもなお、甲に損害があるとき。

2 第 14 条第 3 項又は第 4 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、電力の供給に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（不正行為に伴う賠償金）

第 17 条 乙は、この契約に関して、第 15 条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の使用した電気料金の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる場合において排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公平な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない電気料金に係る賠償金については、確定

した都度、前項の規定を適用する。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(相殺)

第18条 甲は、乙に対する支払金の債務があるときは、前条第1項、第2項及び第3項の賠償金と相殺することができる。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び電気の供給に係る手続き等の費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、第4条に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 一般財団法人 道民活動振興センター
理 事 長 相 馬 秋 夫

印

乙 住 所

氏 名

印

別表（第 10 条第 4 項）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの期間
平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 2 月 29 日までの期間	平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの期間
平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間	平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの期間
平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの期間	平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの期間
平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの期間	平成 30 年 8 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの期間	平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの期間
平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの期間	平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの期間
平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの期間	平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの期間
平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの期間	平成 30 年 12 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの期間
平成 30 年 8 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの期間	平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までの期間
平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの期間	平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの期間
平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの期間	平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間

※ 上記期間は例示であり、落札者決定後契約締結までに契約当事者の協議の上決定します。